

ふるさと滋賀の 野生動植物との共生に関する条例

野生動植物との共生をめざしたルールです

守ってほしい3つのルール

野外で

採らない…**指定希少野生動植物種 31種**

飼っているのを

放さない…**指定外来種 16種類**

餌を

与えない…**指定野生鳥獣種 5種**

平成27年（2015年）3月現在

滋賀県



なぜ共生をめざしたルー

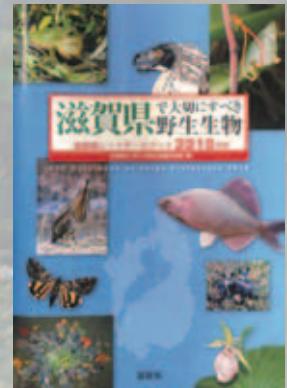
1.野生の生きものとの共生：3つの危機

【危機1】野生動植物の絶滅のおそれ

多くの野生動植物が全国的に絶滅を心配される状況にあり、その傾向がさらに深刻化していることは、最近、環境省が発表した「レッドリスト」（絶滅が危惧される生物種のリスト）の3度目の見直し結果からも示されています。私たちのふるさと滋賀県でも、2000年度、2005年度に続き2010年度に『滋賀県で大切にすべき野生生物—滋賀県レッドデータブック2010年版』を取りまとめました。そのなかで、絶滅のおそれがある3つのカテゴリー「絶滅危惧種」、「絶滅危機増大種」、「希少種」に該当する野生動植物は、計716種（2005年版では684種）を数えます。

『滋賀県レッドデータブック2010年版』の各カテゴリーに該当する野生動植物の種数

	絶滅危惧種	絶滅危機増大種	希少種	要注目種	分布上重要種	その他重要種	絶滅種	合計
植物	93 (101)	68 (58)	160 (149)	86 (93)	161 (118)	73 (89)	1 (1)	642 (609)
動物	75 (50)	79 (85)	241 (241)	159 (148)	75 (66)	10 (14)	7 (6)	646 (610)
計	168 (151)	147 (143)	401 (390)	245 (241)	236 (184)	83 (103)	8 (7)	1,288 (1,219)
「希少野生動植物種」 716種								(括弧内は2005年版の種数)



『滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2010年版』

多くの野生動植物の生存が危ぶまれている背景には、私たち人間によるさまざまな影響があります。私たちが便利で快適な生活を求めるなかで、動植物の生息・生育環境が悪化したり、あるいは場所そのものが消失したりしています。加えて、とくに希少な野生動植物のなかには、過剰な捕獲や採取の圧力にさらされているものもあります。

2.現状と課題

【課題1】野生動植物の保護

特に希少な野生動植物を保護するために、国の法律では、「種の保存法」（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）の定める国内希少野生動植物種や、「文化財保護法」による天然記念物・特別天然記念物への指定を行っています。どちらの法律でも、指定された動植物種の捕獲・採取等を禁止しています。滋賀県で記録のある野生動植物のなかでは、国内希少野生動植物種としてイヌワシ、アユモドキをはじめ9種が、国指定の天然記念物・特別天然記念物としてニホンカモシカ、オオサンショウウオなど10種が指定されています。

しかし、これらは国による全国的視点からの対策であり、滋賀県という地域レベルで見たときには、ほかにも積極的に保護の手を差しのべる必要のある野生動植物がいます。



特別天然記念物 ニホンカモシカ

【課題2】外来種の管理・抑制

「外来生物法」（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）では特定外来生物を定め、生態系に対する影響や、農林水産業や日常生活への被害・危険が放置できない外来種を指定し、輸入や飼育・栽培、運搬・譲渡、野外への放出等を禁止しています。また、定着した特定外来生物の防除対策も、必要に応じて実施されています。

しかし、滋賀県では、特定外来生物以外の外来種も目撃され、また定着して被害を及ぼしているものがあります。したがって、県レベルでも、飼育個体を逃がさないことや適切な防除など、外来種の管理と抑制が必要です。



特定外来生物 オオクチバス(左)とブルーギル(右)

【課題3】野生鳥獣の管理

農林水産業、生活環境等への被害が大きい野生鳥獣種に対しては、「鳥獣保護法」（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）に基づき、滋賀県では第一種特定鳥獣保護計画および第二種特定鳥獣管理計画を策定し、被害防除に取り組んでいます。

しかし、野生鳥獣種による被害を防止するためには、生息個体数の適正化等をめざす特定の鳥獣を管理するだけでなく、被害をもたらす野生鳥獣種と私たち人間との適切な「すみわけ」にも積極的に取り組むことが必要となっています。

ルが必要なのでしょう？

【危機2】外来種の侵入・まん延

もともと外国や県外の地域に分布し、滋賀県には見られない動植物で、県内に持ちこまれたものが「外来種」になります。外来種のなかには、野外で増殖して、在来の野生動植物を駆逐したり、農林水産業や私たちの日常生活に被害や迷惑を及ぼしたりするものもあります。

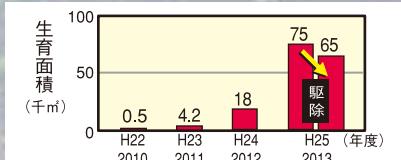
このように、特定の外来生物もまた、野生動植物の衰退に拍車をかけ、本来の動植物が織りなす多様性を一変させてしまうおそれがあるのです。



滋賀県において捕獲された外来獣アライグマの個体数



琵琶湖における外来水生植物オオバナミズキンバイの生育面積と駆除面積



【危機3】野生鳥獣による被害・迷惑

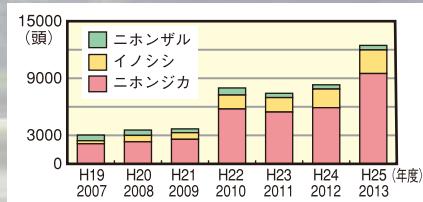
一方、最近まで私たち人間とすみわけてきた野生鳥獣のなかには、その生息環境や私たちとの関係の変化により、生息個体数を増やしたり生息範囲を拡げたりしているものがあります。その結果、このような野生鳥獣が人間の生活・生産する場へも頻繁に進出し、各地で農林水産業や日常生活に対して被害や迷惑をもたらすようになっています。

野生鳥獣と人間との間のこうした軋轢は、のぞましい共生を実現していくうえで、解決すべき重要な課題のひとつです。

里地には、農地への有害獣の侵入を防ぐために、電気柵が設置されている。



←滋賀県における有害獣の捕獲数



3. 滋賀県におけるルール

<ルール1> 野生動植物の保護 → 指定希少野生動植物種と生息・生育地保護区

『滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2010年版』で、滋賀県内で絶滅のおそれがあるとされる動植物種（「絶滅危惧種」、「絶滅危機増大種」、「希少種」）には、計716種が該当しました。今回の条例では、これらの動植物種を「希少野生動植物種」とし、このなかからとくに保護が必要とされる種を「指定希少野生動植物種」として選定しています。指定希少野生動植物種は、原則として捕獲・採取等が禁止されています。指定希少野生動植物種には、平成27年（2015年）3月現在、31種が指定されています。

また、希少野生動植物の生息・生育地として保護することが重要であると認められる場所は「生息・生育地保護区」に指定し、生息・生育環境の変化につながるおそれのある行為を届け出もらうなど、希少野生動植物種の積極的保護を図っています。生息・生育地保護区は、平成27年（2015年）3月現在、10箇所が指定されています。

<ルール2> 外来種の管理・抑制 → 指定外来種

滋賀県において、生態系等に被害を及ぼしている、またはそのおそれがある外来種を、「指定外来種」に指定しています。指定外来種は、野外に放つこと等が禁止されているほか、飼養・栽培等を行う場合には県に届け出ることが必要となっています。また、販売にあたっては、適正な飼養等の方法や生態系等への影響について販売者から購入者に説明していただくことになっています。指定外来種には、平成27年（2015年）3月現在、16種類が指定されています。

<ルール3> 野生鳥獣の管理 → 指定野生鳥獣種

農林水産業等に対する被害の大きい野生鳥獣種を「指定野生鳥獣種」に指定し、被害を防止するために指定野生鳥獣種と私たち人間との「すみわけ」をはかる取り組みを実施しています。

具体的には、指定野生鳥獣種の追い払いや、防護柵の設置、個体数の管理、生息地の整備等を総合的かつ計画的に推進とともに、指定野生鳥獣種の野生個体に対しては、原則として餌を与えることを禁止しています。指定野生鳥獣種には、平成27年（2015年）3月現在、5種が指定されています。

ふるさと滋賀の野生動植物と

目的

生物の多様性の重要性を認識し、野生動植物との共生が図られる、滋賀ならではの豊かな地域社会の創造

基本理念

- 生物多様性の確保による良好な自然環境の保全
- 野生鳥獣による被害の防止等を通じた野生動植物と人間の生活環境との調和の維持
- 現在のみならず将来の県民等による野生動植物との共生による恵沢の享受の継承

希少野生動植物種の保護

県内において絶滅のおそれがある野生動植物種（最新版の滋賀県レッドデータブックで「絶滅危惧種」、「絶滅危機增大種」、「希少種」に該当する種）を「希少野生動植物種」とする。

「希少野生動植物種」のうち、特に保護を図る必要がある種を「指定希少野生動植物種」として指定。（「種の保存法」に基づく「国内希少野生動植物種」を除く。）

捕獲・採取等を禁止。

「希少野生動植物種」の保護のために特に重要な地域を「生息・生育地保護区」として指定。



生息・生育環境の改変行為等は事前に届出を義務づけ。

希少野生動植物種の調査、監視、および普及啓発のため、主な生物群の専門家を「希少野生動植物種調査監視指導員」として各地域に配置。

（参考）種の保存法

国内希少野生動植物種の指定。

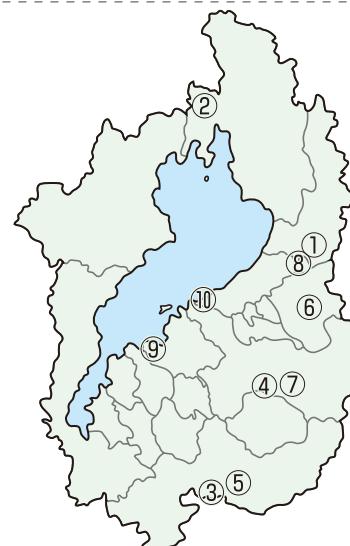


イヌワシ

- 捕獲・採取等の禁止。
- 譲渡・陳列等の禁止。
(個体の生死を問わない。器官、加工品を含む)

希少野生動植物種の生息・生育地保護区（10か所、平成27年3月現在）

保護区名	所在地	面積(ha)	施行日	保護対象種
① 地蔵川ハリヨ生息地保護区	米原市 醒井	0.4	H20.4.1	ハリヨ
② 山門湿原ミツガシワ等生育地保護区	長浜市 西浅井町山門	35.3	H20.4.1	ミツガシワ等11種
③ 油日サギスゲ等生息・生育地保護区	甲賀市 甲賀町油日	8.1	H21.3.1	サギスゲ、ナゴヤダルマ ガエル等14種
④ 布施溜・新溜水生植物生育地保護区	東近江市 布施町	15.1	H22.3.31	ガガブタ、カイツブリ等7種
⑤ 瀧樹神社ユキワリイチゲ植物生育地保護区	甲賀市 土山町前野	0.2	H22.3.31	ユキワリイチゲ
⑥ 佐目風穴コウモリ類および石灰岩性植物生息・生育地保護区	多賀町 佐目	3.7	H23.3.31	テングコウモリ、コバノチョ ウセンエノキ等11種
⑦ 甲津畠セツブンソウ生育地保護区	東近江市 甲津畠町	0.12	H23.3.31	セツブンソウ
⑧ 醒井養鱒場サルオガセ類生育地保護区	米原市 上丹生	0.9	H24.3.31	アカサルガオセ等8種
⑨ 佐波江浜湖岸動植物生息・生育地保護区	近江八幡市 佐波江町	5.1	H25.3.31	ハマゴウ、タチズシロソウ
⑩ 新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区	彦根市 新海浜	1.6	H26.3.31	ハマゴウ、ハマエンドウ



『滋賀県ビオトープネットワーク長期構想』の策定

野生動植物の生息・生育環境（ビオトープ）の保全・再生・ネットワーク化の必要性と望ましい将来像を、多様な主体間で広く共有するため、「重要拠点区域」として16区域と「生態回廊」として10河川を選定した『滋賀県ビオトープネットワーク長期構想－野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化に関する長期構想－』を平成21年（2009年）2月に策定しました。

（<http://www.pref.shiga.lg.jp/hodo/e-shinbun/dg00/files/20090225kousou-jyosyou72dpi.pdf>）

